

## ご融資の対象となる方

日本政策金融公庫国民生活事業は、衛生水準を高め近代化を促進するために、生活衛生貸付のご融資を通じてみなさまの事業のお手伝いをいたします。

### ご融資の対象となる方（会社または個人で事業を営む方）

表Aの業種（生活衛生関係の事業）を営む方で、事業規模（資本金または従業員数）が表Bの範囲にある方です。

**表A ご融資の対象となる業種**

業種		業種例	許可、届出の区分
飲食店営業	そば・うどん店	そば店、うどん店等主として麺類（中華そばを除きます。）を扱う飲食店営業	飲食店営業許可
	中華料理店	中華料理店、上海料理店、台湾料理店、中華そば店、ぎょうざ店等主として中華料理を扱う飲食店営業	
	すし店	すし店等主としてすしを扱う飲食店営業	
	料理店	「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」による風俗営業の許可を受けている飲食店営業であって、割烹店、料理店その他これに類するもの	
	社交業	「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」による風俗営業の許可を受けている飲食店営業であって、スナック、バーその他これに類するもの	
	その他飲食店	食堂、てんぷら料理店、うなぎ料理店、鳥料理店、釜めし屋、沖縄料理店、グリル、ファミリーレストラン、フランス料理店、朝鮮料理店、大衆酒場、おでん屋、ドライブイン、スナック、ファーストフード、仕出し屋、弁当屋	
喫茶店営業	喫茶店	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、純喫茶、スナック（喫茶を主とする）	喫茶店営業許可

食肉販売業	食肉販売業	精肉店、馬肉店、獣肉販売業、冷凍肉販売業、牛肉・馬肉・冷凍肉卸売業	食肉販売営業許可
	食鳥肉販売業	主として鳥肉を小売する営業、主として鳥肉を卸売する営業	
冰雪販売業	冰雪販売業	主として氷を小売する営業、主として氷を卸売する営業	冰雪販売営業許可
理容業	理容業	理髪店、床屋、理容所、理容院、パーバー	理容業の届出
美容業	美容業	美容室、美容院、結髪業、ビューティーサロン	美容業の届出
興行場営業 (注1)	興行場営業	映画館、劇場、シアター、寄席、演芸場	興行場営業許可
旅館業 (注2)	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	旅館、観光ホテル、ビジネスホテル、宿屋、温泉旅館、割烹旅館、民宿、ペンション、国民宿舎、簡易宿所、ベッドハウス、山小屋、スキー小屋、下宿営業	旅館業営業許可
公衆浴場業	一般公衆浴場業	銭湯、湯屋、風呂屋、温泉浴場、鉱泉浴場（物価統制令の適用を受けるものに限ります。）	浴場営業許可
	サウナ営業	都道府県生活衛生営業指導センターの発行する意見書が申込書に添付されたものに限ります。	
	その他公衆浴場業 (注3)	いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等	
クリーニング業	クリーニング業	洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、貸おむつ業、貸タオル業、リネンサプライ業、クリーニング取次業（注4）	クリーニング所の届出
理容師養成施設・美容師養成施設	理容師・美容師養成施設	理容学校、美容学校	厚生労働大臣の指定

(注1) 映画、演劇または演芸にかかるものに限ります。

(注2) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となります。

(注3) その他公衆浴場業の方は、[生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付](#)（震災直接被害関連に限ります。）、[生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付](#)（直接被害者に限ります。）、[平成30年7月豪雨特別貸付](#)（直接被害者に限ります。）、[令和元年台風第19号等特別貸付](#)（直接被害者に限ります。）および生活衛生改善貸付（運転資金に限ります。）に限ります。

(注4) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方に限ります。

**表B ご融資の対象となる事業規模**

業種	事業規模（次のいずれかに該当する者）	
	資本金または出資金 （会社）	常時使用する従業員の数 （会社または個人）
飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場業	5,000万円以下	100人以下
食肉・食鳥肉小売業、氷雪販売業	5,000万円以下	50人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
食肉・食鳥肉卸売業、氷雪卸売業	1億円以下	100人以下
興行場営業	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

（注）常時使用する従業員の数には、臨時の従業員（パート、アルバイト）および家族従業員（事業主（法人にあっては代表者およびその二親等内の親族である役員）およびその配偶者並びにこれらの二親等内の親族およびその配偶者）を除きます。

### ご融資の対象となる方（組合等）

生活衛生貸付では、表Cの組合等を対象とした生活衛生関係営業に関連するご融資もあります。詳しくは、最寄りの支店にお問い合わせください。

**表C 組合等**

生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合および生活衛生同業組合連合会
事業協同組合、事業協同小組合および協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会および協同組合
商店街振興組合および商店街振興組合連合会
一般社団法人および一般財団法人
専修学校および各種学校の設置を目的とする法人